

学校法人兵庫医科大学成果有体物取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人兵庫医科大学が設置する兵庫医科大学(以下「大学」という。)における成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図るとともに研究・教育活動及び産業上の利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 「成果有体物」とは、研究の過程又は結果として創作又は取得された試薬、材料、試料(微生物、細胞、ウイルス、核酸、タンパク質、脂質等)、試作品、実験装置、実験動物等の有体物であって学術的かつ財産的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他著作物に関するものを除く。

② 「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 1 大学の教職員
- 2 大学の学生及び研究生等であって、成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることに合意している者
- 3 その他大学への受入れに際し、成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることに合意している者

③ 「創作者」とは、教職員等であって、成果有体物を創作又は取得した者をいう。

(帰属)

第3条 教職員等が職務上、大学の資金、施設又は設備等を用いて創作又は取得した成果有体物に係る権利は、原則として大学に帰属する。

② 前項の規定にかかわらず、教職員等が大学以外の機関(以下「第三者」という。)との共同研究において創作又は取得した成果有体物に係る権利は、予め締結した契約等の定めに基づき、その帰属を決定する。ただし、当該第三者との間に定めがないときは、協議の上その帰属を決定する。

(管理)

第4条 成果有体物は、原則としてその創作者が当該成果有体物を適切に管理しなければならない。ただし、大学が管理することが適切であると認めるときは、当該創作者が所属する研究室等に管理させることができる。

(提供)

第5条 創作者は、学術研究又は産業利用のために必要があると判断した場合には、第三者に対し、成果有体物の提供を行うことができる。

- ② 創作者は、成果有体物を第三者に提供しようとするときは、成果有体物提供届出書（別紙様式1）を兵庫医科大学長（以下「学長」という。）へ提出しなければならない。大学は、提供の条件について、当該第三者との間で契約を締結するものとする。
- ③ 成果有体物を産業利用のために第三者へ提供する場合には、原則として有償とする。この場合において、その対価は協議して決定するものとする。
- ④ 大学は、大学から成果有体物の提供を受けた第三者による当該成果有体物の使用又は保有に起因するいかなる結果に対しても、一切の責任を負わない。

（受入れ）

第6条 教職員等は、学術研究のために必要があると判断した場合には、第三者から成果有体物の受入れを行うことができる。

- ② 教職員等は、成果有体物を第三者から受入れようとするときは、成果有体物受入届書（別紙様式2）を学長へ提出しなければならない。

（提供及び受入れの制限）

第7条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合には、教職員等は当該成果有体物を第三者に提供又は第三者から受入れてはならない。

- 1 関係法令又は大学規則等に違反するもの
- 2 国及び大学の定める倫理指針に違反するもの
- 3 第三者の研究者が創作又は取得したものであって、当該第三者において提供が禁止されているもの
- 4 個人の情報が特定され得るもの
- 5 生命や環境に重大な影響を与える恐れのあるものであって、その安全対策等が確保されていないもの
- 6 その他大学が提供又は受入れを禁止したもの

（補償金）

第8条 大学は、成果有体物の提供により収入を得た場合には、その収入から実費等を控除した金額の2分の1を補償金として創作者に配分する。

- ② 前項で定める補償金は、創作者の意思により所属する研究室等に配分することができる。

（退職後等の取扱い）

第9条 大学は、創作者が退職等により大学の身分を失う場合には、当該創作者の退職後等の研究活動に支障をきたさないようにするため、原則として、当該成果有体物に係る権利

を退職等と同時に当該创作者に帰属させる。

- ② 当該创作者は、前項の定めにより自らに帰属することになった成果有体物については、退職後等も引き続き適切に管理しなければならない。

（事務）

第 10 条 この規程に関する事務は、大学事務部において行う。

（規程の改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

- ① この規程は、平成 25 年 7 月 17 日から施行する。
② 兵庫医科大学成果有体物取扱規程（平成 20 年 7 月 15 日施行）は廃止する。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（事務局組織の一部改組）

附 則

この改正は、2020 年 11 月 1 日から施行する。（様式 1 及び様式 2 の改訂）

附 則

この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。（大学統合にかかる改訂）

(様式1)

成果有体物提供届出書

年 月 日

学 長 殿

所属長： 所属・職名・氏名

届出者： 所属・職名・氏名

学校法人兵庫医科大学成果有体物取扱規程第5条の規定により、下記のとおり届出ます。

1. 成果有体物の名称・数量		名称： 数量：
2. 提供の対価		☐ 無償 ☐ 有償 (円)
3. 使用目的・方法・場所		目的： ☐ 学術研究 ☐ 産業利用 ☐ その他() 方法： 場所：
4. 提供先	実施機関	機関名：
	研究責任者	所属： 職名・氏名：
	研究実施者	所属： 職名・氏名：
5. 契約終了後の成果有体物の取扱い（処理）		☐ 廃棄 ☐ 返却 ☐ 保管 ☐ その他 ()
6. その他		

(様式2)

成果有体物受入届出書

年 月 日

学 長 殿

所属長： 所属・職名・氏名

届出者： 所属・職名・氏名

学校法人兵庫医科大学成果有体物取扱規程第6条の規定により、下記のとおり届出ます。

1. 成果有体物の名称・数量	名称： 数量：
2. 受入費用	☐ 無償 ☐ 有償 (円)
3. 使用目的・方法・場所	目的： 内容： 場所：
4. 提供者	機関： 所属： 職名・氏名：
5. 契約終了後の成果有体物の取扱い（処理）	☐ 廃棄 ☐ 返却 ☐ 保管 ☐ その他 ()
6. その他	